

野外活動センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第52号

野外活動センター条例の一部を改正する条例

野外活動センター条例（昭和49年岩手県条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後								
<p>(設置)</p> <p>第1条 野外活動の普及奨励を図り、青少年の心身の健全な発達に寄与するため、野外活動センター（以下「センター」という。）を次のとおり設置する。</p> <table border="1" data-bbox="147 668 1079 767"><thead><tr><th data-bbox="147 668 844 716">名 称</th><th data-bbox="844 668 1079 716">位 置</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="147 716 844 767">岩手県立高田松原野外活動センター</td><td data-bbox="844 716 1079 767">[略]</td></tr></tbody></table> <p>(指定管理者による管理)</p> <p><u>第1条の2 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。ただし、指定管理者に管理を行わせることができないやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第1条の3 指定管理者は、この条例の規定により指定管理者が行うこととされた業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 施設及び設備の維持管理に関する業務</p> <p>(2) その他センターの利用の促進に関する業務</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第1条の4 センターの施設で別表第1に掲げるものを使用しようとする者は、<u>指定管理者（教育委員会がセンターの管理を行う場合にあっては、教育委員会。以下この条及び第1条の6において同じ。）</u>の許可を受けな</p>	名 称	位 置	岩手県立高田松原野外活動センター	[略]	<p>(設置)</p> <p>第1条 野外活動の普及奨励を図り、青少年の心身の健全な発達に寄与するため、野外活動センター（以下「センター」という。）を次のとおり設置する。</p> <table border="1" data-bbox="1155 668 2087 767"><thead><tr><th data-bbox="1155 668 1852 716">名 称</th><th data-bbox="1852 668 2087 716">位 置</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1155 716 1852 767">岩手県立野外活動センター</td><td data-bbox="1852 716 2087 767">[略]</td></tr></tbody></table> <p>(使用の許可)</p> <p>第1条の2 センターの施設で別表第1に掲げるものを使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。</p>	名 称	位 置	岩手県立野外活動センター	[略]
名 称	位 置								
岩手県立高田松原野外活動センター	[略]								
名 称	位 置								
岩手県立野外活動センター	[略]								

ればならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 指定管理者は、前項の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可をしてはならない。

(1)～(3) [略]

3 指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(行為の禁止)

第1条の5 [略]

(使用許可の取消し等)

第1条の6 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第1条の4第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）に対し、当該許可を取り消し、その効力を停止し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止、原状の回復若しくはセンターからの退去を命ずることができる。

(1) [略]

(2) 第1条の4第3項の条件に違反したとき。

(3) 偽りその他の不正な手段により第1条の4第1項の許可を受けたとき。

(4)・(5) [略]

(利用料金)

第2条 使用者は、別表第1に掲げる施設の利用に係る料金（教育委員会がセンターの管理を行う場合にあっては、使用料。以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

2 利用料金は、別表第2に掲げる金額の範囲内で指定管理者（教育委員会がセンターの管理を行う場合にあっては、知事。次条及び第5条において同じ。）が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の許可をしてはならない。

(1)～(3) [略]

3 教育委員会は、センターの管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(行為の禁止)

第1条の3 [略]

(使用許可の取消し等)

第1条の4 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第1条の2第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）に対し、当該許可を取り消し、その効力を停止し、同条第3項の条件を変更し、又は行為の中止、原状の回復若しくはセンターからの退去を命ずることができる。

(1) [略]

(2) 第1条の2第3項の条件に違反したとき。

(3) 偽りその他の不正な手段により第1条の2第1項の許可を受けたとき。

(4)・(5) [略]

(使用料)

第2条 使用者は、別表第2に掲げる使用料を納付しなければならない。

3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金を告示する。

4 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

5 教育委員会がセンターの管理を行う場合においては、第2項後段及び前2項の規定は、適用しない。

(利用料金の免除)

第3条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(1) [略]

(2) その他指定管理者が適当と認めるとき。

(利用料金の不還付)

第4条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、規則で定める特別の理由がある場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償等)

第5条 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、指定管理者の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

別表第1 (第1条の4、第2条関係)

施設名	運動広場	テニスコート	浮棧橋	船揚場	体育館	宿泊室
-----	------	--------	-----	-----	-----	-----

別表第2 (第2条関係)

区分	単位	施設の <u>利用料金</u> の上限額			附属の設備の <u>利用料金</u> の上限額
		小学校児童及び中学校生徒	高等学校生徒、学生及び勤労青少年	一般	

(使用料の免除)

第3条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(1) [略]

(2) その他知事が適当と認めるとき。

(使用料の不還付)

第4条 既納の使用料は、還付しない。ただし、規則で定める特別の理由がある場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償等)

第5条 施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、知事の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

別表第1 (第1条の2関係)

施設名	キャンプ場	運動広場	テニスコート	体育館	宿泊室
-----	-------	------	--------	-----	-----

別表第2 (第2条関係)

区分	単位	施設の <u>使用料</u> の額			附属の設備の <u>使用料</u> の額
		小学校児童及び中学校生徒	高等学校生徒、学生及び勤労青少年	一般	

運動 広場	貸切使用	[略]	円 680	円 1,030	円 1,380	1 テント 1日まで ごとに1張 につき390 円 2 炊飯用具 1式1炊 飯ごとに 130円	
	区分使用	[略]	340	510	690		
テニスコート		[略]	570	870	1,150	3 スポーツ 用具 1式1時 間までごと に260円の 範囲内で知 事が定める 額	
浮棧橋		船長1 メートルに つき1日 につき	円 70				
船揚場		船長1 メートルに つき1日 につき	円 10			4 研修用舟 艇 (1) カヌ ー 1艇ご とに430 円の範囲 内で知事 が定める 額	
体育館	入場料等を徴収しない場合	研修又はアマチュアスポーツに使用する場合	貸切使用 [略]	円 800	円 1,200		円 1,590
	その他	土曜	区分使用	[略]	400	600	800
			貸切使用	[略]	9,520	9,520	9,520

キャンプ場		1日ま でごと にテン ト1張 につき	円 180	円 270	円 360	1 シャワー 1回につ き100円	
運動 広場	貸切使用	[略]	620	930	1,240	2 炊飯用具 1式1炊 飯ごとに 110円	
	区分使用	[略]	320	470	630		
テニスコート		[略]	330	490	650	3 スポーツ 用具 1式1時 間までごと に240円の 範囲内で知 事が定める 額	
体育館	入場料等を徴収しない場合	研修又はアマチュアスポーツに使用する場合	貸切使用 [略]	720	1,090		1,450
	その他	土曜	区分使用	[略]	370	540	720
			貸切使用	[略]	8,620	8,620	8,620

	の催しに使用する場合	日及び休日				(2) ヨット 1艇ごと に540 円の範囲 内で知事 が定める 額 5 放送設備 1式1時間 までごとに 260円 6 [略]		
		その他の日	[略]	<u>7,940</u>	<u>7,940</u>		<u>7,940</u>	
	入場料等を徴収する場合	研修又はアマチュアスポーツに使用する場合	貸切使用	[略]	<u>1,600</u>		<u>2,400</u>	<u>3,190</u>
			区分使用	[略]	<u>810</u>		<u>1,200</u>	<u>1,600</u>
	その他の催しに使用する場合	土曜日及び休日	[略]	<u>14,300</u>	<u>14,300</u>	<u>14,300</u>		
		その他の日	[略]	<u>11,910</u>	<u>11,910</u>	<u>11,910</u>		
宿泊室			[略]	<u>380</u>	<u>560</u>	<u>750</u>		

備考1 幼児に係る利用料金は、無料とする。

2 [略]

3 「船長」とは、実測による船体の全長をいう。

4 船長に1メートル未満の端数がある場合は、端数を1メートルに切り上げる。

5 浮棧橋及び船揚場の使用については、1日を単位として計算し

	の催しに使用する場合	日及び休日				4 放送設備 1式1時間 までごとに 240円 5 [略]		
		その他の日	[略]	<u>7,180</u>	<u>7,180</u>		<u>7,180</u>	
	入場料等を徴収する場合	研修又はアマチュアスポーツに使用する場合	貸切使用	[略]	<u>1,460</u>		<u>2,170</u>	<u>2,890</u>
			区分使用	[略]	<u>740</u>		<u>1,090</u>	<u>1,460</u>
	その他の催しに使用する場合	土曜日及び休日	[略]	<u>12,930</u>	<u>12,930</u>	<u>12,930</u>		
		その他の日	[略]	<u>10,780</u>	<u>10,780</u>	<u>10,780</u>		
宿泊室			[略]	<u>350</u>	<u>510</u>	<u>680</u>		

備考1 幼児に係る使用料金は、無料とする。

2 [略]

、その期間が1日に満たない場合の料金は、1日として計算する

6 [略]

7 [略]

8 [略]

3 [略]

4 [略]

5 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。